

非市場戦略・パブリックアフェアーズを 新事業創出の必須科目に！

マカイラ株式会社
ディレクター 中村勇太

**「法令は『所与の前提条件』ではなく『可変の構想対象』である」
という Public Affairs の視点を獲得する**

目次

01 自己紹介

02 共創したい皆様

03 マカイラが取り組むパブリックアフェアーズ

04 実績紹介

05 共に実現したい”未来の姿”

01 自己紹介



中村 勇太

ディレクター
マカイラ株式会社



東京都

- ・水道局 | ODAを活用した水道インフラの海外展開
- ・総務局 | 東京都立大学のグローバル化
- ・政策企画局 | 姉妹友好都市・在京大使館等との政策連携



第一ライフグループ (旧第一生命ホールディングス)

- ・経営企画ユニット | グループガバナンス



マカイラ

- ・MPA | パブリック・アフェアーズコンサルティング
(宇宙、エネルギー、気候変動、5G、AI、自動運転、スポーツ振興 など)

02 共創したい皆様

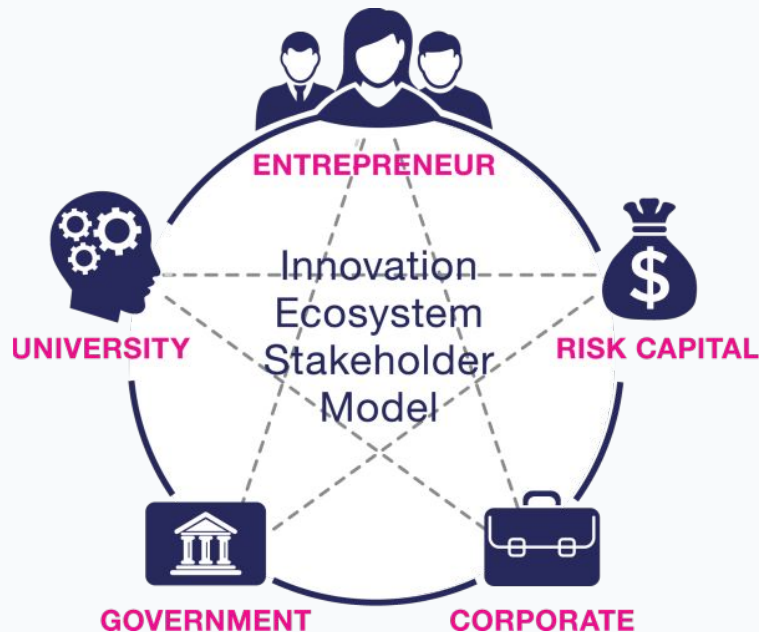
マカイラのMission | What we do

Advocacy for Changemakers 社会変革の実装パートナー

イノベーションを社会に実装して
社会をよりよい方向に、前向きに変革しようと試みる
チェンジメーカーの皆様に伴走します

エコシステムプレイヤーの皆様

スタートアップ、大学、政府・自治体、企業、VC …



03 マカイラが取り組むパブリックアフェアーズ

会社概要

社名：マカイラ株式会社

設立：2014年6月

本社：東京都千代田区麹町2-5-1
半蔵門PREX South 8F

役員：

藤井 宏一郎 代表取締役 CEO

高橋 朗 代表取締役 COO

友末 優子 執行役員

Vision どんな社会をつくりたいか

ホリスティックにアップデートし続ける社会

Mission Vision実現のための使命

ADVOCACY for CHANGEMAKERS

社会変革の実装パートナー

Principle 案件の判断基準

Innovation focus (イノベーション特化)

Social Good (社会への便益)

No rent seeking (利権を作るな)

03 マカイラが取り組むパブリックアフェアーズ

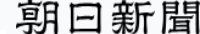
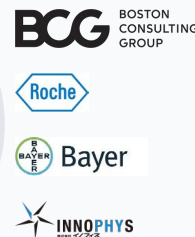
藤井 宏一郎
代表取締役CEO



高橋 朗
代表取締役COO



友末 優子
執行役員



マカイラ 支援領域



農地集約と再生
産業活用モデル



日本遺産「月の都 千曲」
地域ブランディング



希少疾患白書
「診断ラグ」問題を可視化



電動キックボード
法改正など社会実装



ロケット打ち上げ新方式
法整備に向けた活動を支援



大手不動産
サステナビリティ浸透支援

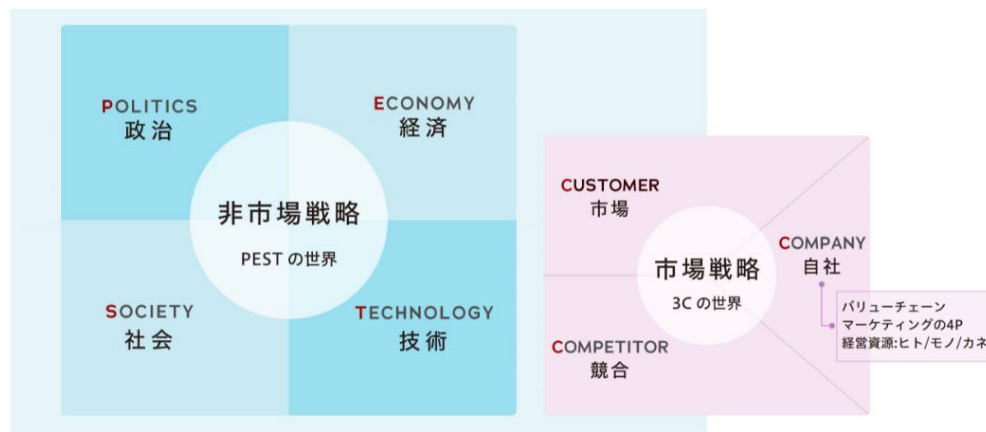
03 マカイラが取り組むパブリックアフェアーズ

事業戦略の検討・遂行にあたって、法制度などの外部環境は「**所与の前提条件**」...

VUCAの時代において、ましてや変革を志しまだ世にないサービスの社会実装を目論むプレイヤーは、法制度や社会の評価を、むしろ「**可変の構想対象**」と捉えるべき

自社のミッション実現のために、どのような外部環境を整えるのが望ましいのかを構想し、その実現のために**ステークホルダーの支持・共感を獲得する方策を練る**、こうした「**非市場戦略**」が重要

外部環境と非市場戦略の構造



03 マカイラが取り組むパブリックアフェアーズ

とある新サービス開発の現場にて...

ようやくお客様にご満足いただけそうなプロダクトに仕上がってきたというのに、
リーガルから「XX法に抵触しそうだからストップ」だって...

従来のアプローチ

あとはマーケティングに予算を投下して、競合が出てくる前に、一気に顧客を獲得するつもりだったのに。

諦めるしかないのかぁ...

市場戦略

事業環境のうち、顧客・競合のみを考慮

新しい視点

XX法って、誰のため、何のための法律なんだっけ？

法律を変えて、プロダクトを利用可能にしたほうが、社会のためになりそうなのになぁ...

非市場戦略

外部環境（政治、社会など）さえも
変える／整えることを考慮

03 マカイラが取り組むパブリックアフェアーズ

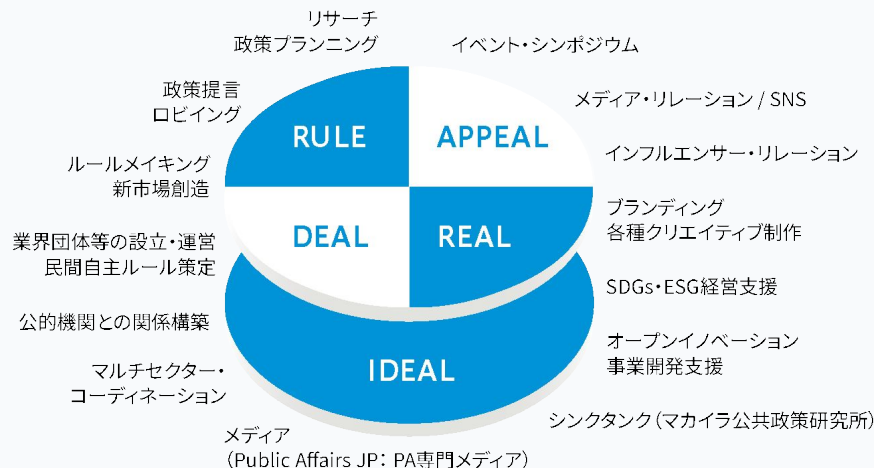
ステークホルダーへのアプローチ

各種のステークホルダーの思考法・前提を理解したうえで、効果的なアクションを使い分けることが重要

パブリックアフェアーズ

政府・自治体、NGO・NPO、業界団体、地域社会、マスメディア、市民といった、公共・非営利分野のステークホルダーとの相互理解・関係構築、働きかけなどの戦略的コミュニケーション活動

マカイラの5L



MPA

Makaira Public Affairs

MPR

Makaira Public Relations

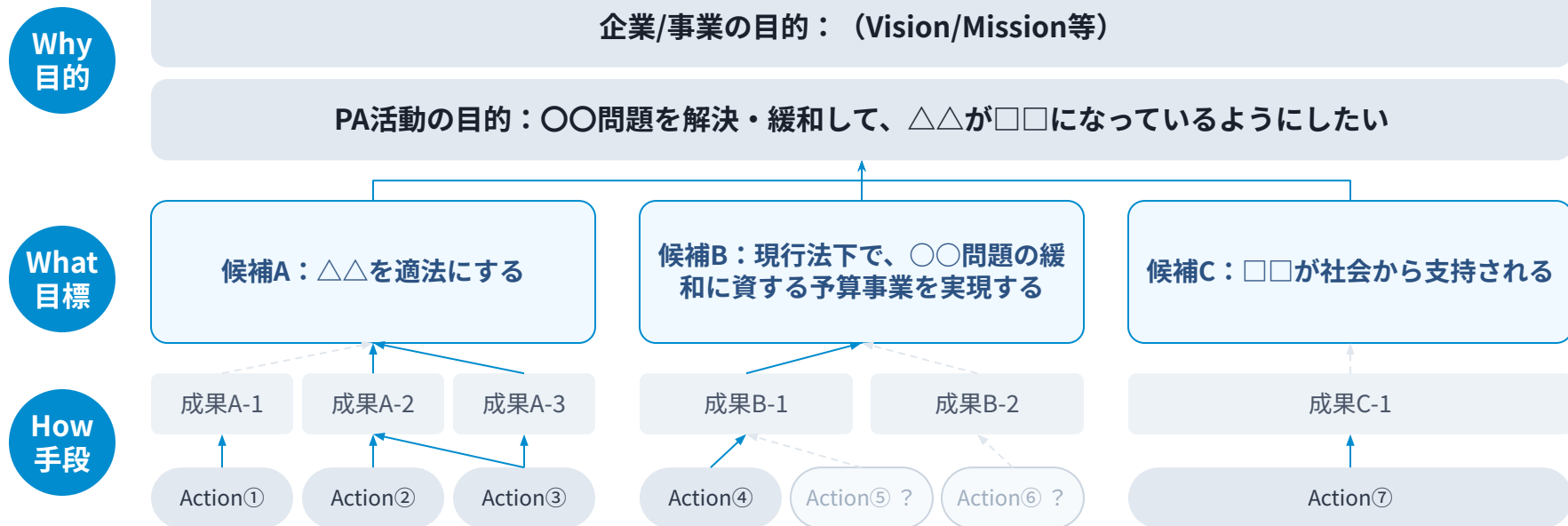
MAD

Makaira Art&Design

Beyond Just Logic,
Beyond Just Money
Makaira Art&Design

04 実績紹介

「目的に合う／資するか」・「実現可能性が見込めるか」の双方を勘案して、
最適な「**What**目標」－「**How**手段」を探りながら「**Why**目的」を見失うことなく漸進的に実行していく



04 実績紹介

ケース1 | 電動キックボードの普及に向けた規制緩和・法改正

1. Why：背景・目的

- 諸外国にこれ以上遅れをとらずに、電動キックボードを日本で普及させたい
 - 海外では先行して普及が進むなか、日本では公道を走れない状況
 - これ以上遅れをとると、国内のマイクロモビリティ各社が事業撤退せざるを得ず、数年後に規制緩和が実現した時には海外で実績を積んだ外国勢が日本市場を独占する恐れ
 - 人口減少・高齢化が進み、公共交通の維持が難しくなる中、地方では代替手段のひとつとして、大都市圏ではラストワンマイルの移動手段として、安全かつ環境負荷の小さい電動キックボードは有望

2. What：実現したいこと（目標）

- 実態に即した新ルール作り（各関連法の規制緩和および適切な法改正）
 - 【現行法の課題】
 - 道路運送車両法（国土交通省）：「原動機付自転車」の分類、機体の保安基準（ブレーキ、前照灯の位置、警音器、番号灯、ナンバープレートなど）
 - 道路交通法（警察庁）：走行レーン（原付なら車道）、免許、ヘルメット着用義務など
- サンドボックス制度を使った実証実験、新事業特例制度を使った実証実験で安全性の検証、課題の洗い出しなどを経て、法改正の実現を狙う
- 安全性や意義に関する社会の理解・支持を獲得し、法改正を後押し



04 実績紹介

業界・政界に”仲間”を増やす傍ら、実証実験を重ねて事実を積み上げ、法改正を実現

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
2019年5月 マイクロモビリティ推進協議会設立 Luup岡井代表が会長に就任 2019年7月 経済産業省主導の「多様なモビリティ普及推進会議」で説明 2019年10月 規制のサンドボックス制度での実証実験 ・横浜国立大学（10-12月） ・九州大学（10-4月）など 2019年11月 自民党MaaS議連に マイクロモビリティ推進PT 設置	2020年1月 内閣府「規制改革推進会議」で 取り上げることを発表 2020年6月 議連が「電動キックボードの普及に向けた規制緩和等に関する提言」を提出 2020年7月 成長戦略に電動キックボードの 制度検討について明記 2020年9月 外資大手のBirdも加入し、 協議会加盟は全6社に。 2020年10月～ 新事業特例制度での実証実験 （自転車専用レーンの走行、保安基準の一部緩和）	2021年5月 議連において実証実験の 近況を報告 追加提言を発表 2021年6月 成長戦略に、実証事業の結果 を踏まえた関連制度の見直し、 関連法案の提出を明記 2021年12月 警察庁有識者会議 報告書で最高速度20km/h、 ヘルメット努力義務、 免許不要等を記載	2022年4月 改正道交法が成立	2023年7月 改正道交法が施行



ケース2 | 新たなロケット打上げ方法の社会実装に向けた法改正議論に道筋

1. Why：背景・目的

- 2029年、ロックーン方式による人工衛星の軌道投入、2030年代前半に高頻度打ち上げ

- 宇宙産業は世界的に成長見込み（2035年の世界の宇宙市場は1.8兆ドル超の市場規模（WEF））
- 安全保障や経済・社会活動において、高い情報収集・通信能力を有する宇宙システムの重要性が急速に高まっており、各国は、衛星コンステレーションの整備等を官民で加速。**打ち上げ需要も拡大基調**
- こうした衛星等の打上げ拡大に伴い、**ロックーン方式**（成層圏まで気球でロケットを運んでから空中発射する方式）は、**輸送の効率化・高頻度化・低コスト化などにおいて高いポテンシャル、宇宙産業の競争力強化に向けて有望な技術**

2. What：実現したいこと（目標）

- 実態に即した新ルール作り

【現行法の課題】

- **宇宙活動法（内閣府）：**
 - 人工衛星の打上げ用ロケットの型式（設計）に関する事前認定
 - ロックーン方式が想定されていない

- **ロックーン技術の確立：技術実証**



04 実績紹介

実証実験と関係省庁へのインプットを重ね、内閣府・宇宙政策委員会下の会議に出席、要望機会を獲得
宇宙活動法の見直しの基本的方向性の論点の一つに

| 2024年

▼2月～3月

関係法令等の分析、ステークホルダー等について調査。PA活動の戦略策定

▼2月～9月

政府関係省庁と継続的に面談
技術実証の進捗や海外事情などについて綿密にインプット

- ・内閣府宇宙開発戦略推進事務局
- ・文部科学省宇宙開発利用課
- ・経済産業省宇宙産業課 など

▼2022年12月

気球からのモデルロケット空中発射に成功



▼2023年12月

サブオービタルロケットの空中発射時の姿勢制御装置の試験に成功



▼10月

内閣府宇宙政策委員会基本政策部会「宇宙活動法の見直しに関する小委員会」のアジェンダにロックン方式が取り上げられ、第2回会合に出席、要望を説明

▼12月

同小委員会「宇宙活動法の見直しの基本的方向性（中間とりまとめ）骨子（案）」に、新たな打上げ形態への制度面の対応として「ロックン方式」が記載される

| 2025年

▼3月

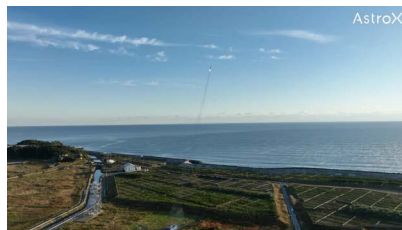
「中間とりまとめ」公表
「ロックン方式」による打上げの制度設計を検討する必要性が記載される

▼12月

「最終とりまとめ」公表
「ロックン方式」の打上げに係る審査基準やガイドライン整備の必要性が記載される

▼11月

ハイブリッドロケット（6.3m）の発射実験に成功@南相馬



▼12月

1 kNハイブリッドロケットエンジンの長秒時燃焼試験に成功



内閣府「宇宙活動法の見直しに関する小委員会」に出席して要望

宇宙政策委員会 基本政策部会 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 第2回会合 議事次第

令和6年10月1日(火)

13:00~15:00

内閣府宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

(1) 多様な宇宙輸送システムに対する制度の在り方について

- ① 検討課題と論点
- ② 打上げ及び再突入に係る主要国の宇宙法制度

(2) 見直しに向けた要望等

- ① 兼松株式会社
- ② 株式会社ElevationSpace
- ③ 将来宇宙輸送システム株式会社

④ AstroX 株式会社

(3) 質疑応答・意見交換

(4) その他

要旨 | 宇宙活動法の見直しに向けた要望

AstroX

我が国の宇宙輸送技術の多様化と革新の促進、並びに宇宙産業の競争力向上の観点から、

ロケット形式による地上 / 洋上 (公海上を含む) からの打上げ

を宇宙活動法の適用範囲として含めて頂きたい

- Point of No Returnの時点などの観点から、宇宙活動法の起点は、気球の放球 (地上からの離陸) として頂きたい
- ロケットに対する適用法が、宇宙活動法と航空法の二重規制とならないような整理として頂きたい
- 宇宙活動法に付随する「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定に関するガイドライン」において、着火装置等の定義に、ハイブリッドロケットを着火するシステム、を追加頂きたい

© 2024 AstroX, Inc. All rights reserved.

12

宇宙活動法の見直しの基本的方向性最終とりまとめ

宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ

令和7年12月9日

宇宙政策委員会

宇宙活動法の見直しに関する小委員会

宇宙活動法改正ワーキンググループ

3 ロックーン方式による人工衛星等の打上げについて

我が国には、気球を用いて一定の高度までロケットを上昇させた後に空中でロケットエンジン／モーターに点火を行う打上げ方式（ロックーン方式）による人工衛星の打上げサービスの事業開発を進める民間企業が存在する。ロックーン方式による人工衛星等の打上げは、気球を用いてロケットを上昇させる点で、その他の人工衛星等の打上げとは異なる方式である。このため、ロックーン方式に用いる気球の特性を踏まえた許可基準の設定が必要であると考えられる。具体的には、気球は動力装置を持たないことから、水平方向の移動については風に従うことしかできず、ロケットエンジン／モーターに点火する地点を厳密にコントロールすることができないため、その他の人工衛星等の打上げよりも広範囲に警戒区域を設定する必要があると考えられる。また、気球の放球後ロケットエンジン／モーターの点火前にロックーン方式のロケットが落下等して地上等で被害が発生する可能性も否定できないことから、ロケットだけでなく気球の設計の安全性も審査する必要があると考えられる。

さらに、上記2のとおり、現行の宇宙活動法上、人工衛星等の打上げ許可制度は、「国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設」を用いた人工衛星等の打上げを対象としている。このため、ロックーン方式による人工衛星等の打上げが現行の人工衛星等の打上げ許可対象として捕捉されているか否かを判断するためには、宇宙活動法における気球の位置付けを検討する必要がある。

この点、ロックーン方式による人工衛星等の打上げでは第一段ロケットエンジン／モーターの代わりに気球を用いることに着目し、気球を人工衛星の打上げ用ロケットを構成する機器として捉えることにより、我が国の領域外においてロケットエンジン／モーターに点火する場合でも、「国内に所在する打上げ施設」を用いた人工衛星等の打上げとして規制することも考えられる。しかし、気球をロケットに含めることはロケットの常識的な理解からは乖離し過ぎるのではないといった指摘もある。また、気球を「人工衛星の打上げ用ロケット」の一部と捉えた場合には、我が国の領域外で放球されて我が国の領域内でロケットエンジン／モーターに点火される場合には、既に領域外で人工衛星等の打上げが開始されており、「国内に所在する打上げ施設」を用いた人工衛星等の打上げとして捕捉することができないのではないかという法制上の課題がある点にも留意が必要である。

次に、我が国の領域外においてロケットエンジン／モーターに点火する計画でも、気球を国内から放球し、かつ飛行管制設備その他の人工衛星等の打上げの用に供する設備が国内に所在することに着目して、「国内に所在する打上げ施設」を用いた人工衛星等の打上

げとして規制することも考えられる。この点、現行の宇宙活動法上、「人工衛星等の打上げ」は「自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離すること」と定義されているが（第2条第5号）、人工衛星の打上げ用ロケットをどの時点で発射するかは明記されていない。このため、人工衛星の打上げ用ロケットの発射が空中で行われることも否定はされておらず、国内から気球を放球した時点で「人工衛星等の打上げ」は開始しているものの、人工衛星の打上げ用ロケットの発射はその後空中で行われるという形態も現行の宇宙活動法において捕捉することも可能と考えられる。ただし、人工衛星の打上げ用ロケットを空中で発射する形態としては、航空機に搭載された打上げ施設を用いた人工衛星等の打上げも存在するところ、人工衛星等の打上げの形態ごとに「人工衛星等の打上げ」の始点が異なることとしてしまうと、法制度の解釈運用として信頼性を損なうことになりかねないことから、ロックーン方式における気球の位置付けを検討するに当たっては、「人工衛星等の打上げ」の解釈運用が一貫性を持ったものとなっているかに留意する必要がある。

以上のことから、ロックーン方式による人工衛星等の打上げについては、上記の法制上の課題を引き続き検討しつつ、公共の安全確保の観点から、ロックーン方式に用いる気球の特性に応じた人工衛星等の打上げ許可に係る審査基準やガイドラインの整備等を進めるべきである。

04 実績紹介

ケース3 | NPOや自治体と連携、社会の好感・支持獲得を狙う (Thought Leadership Branding)

1. Why：背景・目的

- Pokémon Goなど。AR（拡張現実）技術で、現実世界をゲームの舞台に変えるゲームを展開。
- ミッション「Adventure on foot with others（ともに歩いて冒険に出よう）」
 - AR（拡張現実）でゲームの舞台となった現実世界に、出かけて身の周りの世界を探索し（Exploration）、歩き回り（Exercise）、友だちや家族と一緒に人と触れ合う新たな体験（Social）をしてくれる。
- 「現実世界をゲームの舞台に変える」⇒現実世界・社会からの支持が重要。

2. What/How：取り組み例

- Enhance Public Space：世界各地の歴史的な遺産の保護活動/観光支援/被災地支援
- Empower people：歩いて健康に（UNICEF Kid Power/引きこもり支援団体/地域健康作り等）
- Create Community：地域コミュニティ団体、環境系団体など



被災地復興支援（東北）



国土交通省「歴まち」 小田原市



アースデイ 清掃イベント 江の島



NIANTIC



INGRESS



05 共に実現したい”未来の姿”

非市場戦略

外部環境＝PESTを変える・整える・創る

パブリックアフェアーズ

新事業創出・事業成長と
社会変革をともに加速

イノベーションを社会に実装して
社会をよりよい方向へ

ご清聴、ありがとうございました！



(お問合せ先)

ディレクター | 中村 勇太

E-mail y-nakamura@makairaworld.com

Mobile 050-5363-2929